

平成 24 年 11 月 2 日

各 位

上 場 会 社 名 **株式会社サニックス**
代表者役職氏名 取締役社長 宗 政 伸 一
(コード番号 4 6 5 1 東証・大証一部、福証)
問い合わせ先 経営企画部長 富 永 敏 之
TEL 092 - 436 - 8882

当社及び連結子会社（株式会社サニックスエナジー）に対する
訴訟の提起に関するお知らせ

当社及び連結子会社株式会社サニックスエナジーは、平成 24 年 8 月 24 日（訴状送達日：平成 24 年 10 月 11 日）に東京地方裁判所においてテス・エンジニアリング株式会社より訴訟の提起を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起した者

- (1) 商 号 : テス・エンジニアリング株式会社
- (2) 本店所在地 : 大阪府大阪市淀川区西中島六丁目一番一号
- (3) 代 表 者 : 代表取締役 石脇 秀夫

2. 当社連結子会社

- (1) 商 号 : 株式会社サニックスエナジー
- (2) 本店所在地 : 北海道苫小牧市弁天 5 0 4 番地 4
- (3) 代 表 者 : 代表取締役 梅田 幸治
- (4) 事 業 内 容 : 電気事業
- (5) 資 本 金 : 350,000 千円

3. 訴訟の内容

- (1) 訴 訟 の 内 容 : 裕度超不足電力量料金等請求事件
- (2) 請 求 金 額 : 金 2,975,683 千円

4. 訴訟の原因及び提訴に至った経緯

テス・エンジニアリング株式会社は、特定規模電気事業者で連結子会社が発電した電力の供給を受けていたものです。平成 23 年 10 月中旬以降、連結子会社の同社に対する電力供給実績が、年間の受給計画に沿っていないのは義務の不履行であって、その義務の不履行が当社を介して第三者に売電したことであり、同社の年間の受給計画に沿ってない電力受給は同社の得べかりし利益を侵害し、同社に損害発生のおそれがあるので、年間の受給計画に対する裕度超不足電力量料金を支払えといった主張です。そして当社に対して、密接な関係にある連結子会社の損害賠償責任につき、不法行為に基づき連帯して支払えとの主張で

す。

同社と連結子会社の電力供給契約は、平成 24 年 6 月 30 日、期間満了により終了していますが、期間満了前から同社及び連結子会社は双方代理人弁護士を介して折衝していましたが解決に至りませんでした。

5. 今後の見通し

当社は、この度の提訴に関しましては請求理由は無いものと考えておりますので本件については争う方針であります。

当社は本件訴訟に関して、当社と連結子会社は別個の代理人弁護士を選任して訴訟に臨みます。

【本件の問い合わせ先】

株式会社サニックス 総務部

部長 谷村 昭廣

T E L 092-436-8872

以 上